

蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例(令和4年蓮田市条例第7号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、史跡黒浜貝塚(以下「史跡」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 条例第2条の適用範囲は、史跡指定地域(平成18年文科省官報第174号及び平成25年文科省官報第225号)により、別表に定めるとおりとする。

(施設)

第3条 条例第3条の施設には、AR及びVRポイント、四阿、住居跡平面表示、橋及び階段、トイレ、井戸、車止め、表示板並びに緩衝帯を含めるものとする。

(事務局)

第4条 史跡の管理は、蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課が行う。

(行為の制限)

第5条 条例第5条に掲げる行為は、以下を含めるものとする。

- (1) フリーマーケット、マルシェ、即売会、又は朝市等を開催し、物品又は食品等を販売する行為
- (2) 写真集又はグッズ販売等を目的とした写真撮影、販売又は配信を目的とした動画撮影、テレビ又は映画等の制作を目的とした撮影をする行為
- (3) 参加者から入場料又は参加費等を徴収してイベント等を開催する行為
- (4) 競技会、展示会、博覧会、品評会、集会、祭り又は団体若しくは組織で活動する行為
- (5) ドローン、マルチコプター及びラジコン機等を飛行させる行為

(行為の禁止)

第6条 条例第6条第1項第1号に規定する行為は、以下を含めるものとする。

- (1) 看板及び注意書き等を破損する行為
 - (2) 除草剤等を散布する行為
 - (3) ゴミその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置する行為
 - (4) スプレー、ペンキ又は血糊等を散布する行為
 - (5) ペットを放し飼いにする行為
- 2 条例第6条第1項第2号に規定する行為は、果実等を採取し、又は撒種する行為を含めるものとする。
- 3 条例第6条第1項第3号に規定する行為は、鳥獣魚類等の野生生物を捕獲し、殺傷し、又は放つ行為を含めるものとする。
- 4 条例第6条第1項第4号に規定する行為は、穴を掘る又は土を盛る等、土地の形質を変更する行為を含めるものとする。
- 5 条例第6条第1項第5号に規定する行為は、シール又はチラシ等を貼り付け、若しくは置き去りにする行為を含めるものとする。
- 6 条例第6条第1項第6号に規定する行為は、喫煙、花火、たき火、若しくは火気の持ち遊びその他危険な遊戯をし、又は史跡の利用に支障のある行為を含めるものとする。

(行為の許可の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、様式第1号の史跡黒浜貝塚行為許可申請書を、当該行為をしようとする日の3か月前から30日前までに蓮田市教育委員会(以下、教育委員会という。)へ提出し、行為の許可を得なければならない。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為 販売品目、販売価格、販売時間及び行為責任者の住所及び氏名
 - (2) 業として写真、映画等を撮影する行為 撮影時間、料金、撮影のため使用する物品及び機械並びに行為責任者の住所及び氏名
 - (3) 興行を行う行為 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、使用する物品及び機械並びに行為責任者の住所及び氏名
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、史跡の一部を独占して利用する行為 料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する主な物品及び機械並びに行為責任者の住所及び氏名
 - (5) 小型無人機を飛行させる行為 飛行時間、飛行範囲、飛行のため使用する機械並びに行為責任者の住所及び氏名
- 3 条例第5条第1項の規定による行為の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに様式第2号の史跡黒浜貝塚行為変更許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(行為の許可)

第8条 教育委員会は、前条の規定による行為許可申請に対し、行為の許可を行うときは、様式第3号の史跡黒浜貝塚行為許可書を申請の受理日から14日以内に申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、条例第5条第3項に規定する変更の許可をするときは、速やかに様式第4号の史跡黒浜貝塚行為変更許可書を申請者に交付するものとする。

(行為の許可の取消し等の通知)

第9条 教育委員会は、条例第10条の規定により許可の条件を変更し、若しくは行為を停止し、又は当該許可を取り消す場合は、その理由を付して様式第5号の史跡黒浜貝塚行為許可取消し等通知書を使用者(条例第9条に規定する使用者をいう。)に通知するものとする。

(立入禁止区域)

第10条 条例第6条第1項第7号の立入禁止区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 縄文の海の水中
- (2) 縄文の小川の水中
- (3) その他教育委員会が史跡の保全及び利用者の危険を防止するために定める区域

(使用料の前納)

第11条 条例第14条に規定する使用料を納付しようとする者は、条例第14条第2項の規定により前納する場合においては、行為の前日までに納付しなければならない。

2 納付することができるのは、市役所の開庁日とする。

(使用料の減免)

第12条 条例第15条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市又は教育委員会が主催、共催する行事等に利用するとき 使用料の全額
- (2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき 使用料の全額
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域活動、史跡の啓発、教育目的で行事等に利用するとき 使用料の全額

2 条例第15条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、条例第7条第1項に規定する申請書を提出する際、様式第6号の史跡黒浜貝塚使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、様式第7号の史跡黒浜貝塚使用料減免決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第13条 教育委員会は、条例第16条の規定による使用料を還付する場合は、その全部を請求書の受理日から14日以内に還付する。

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、様式第8号の史跡黒浜貝塚使用料還付請求書に許可書及び領収書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

名称	適用範囲
史跡黒浜貝塚	(官報告示のとおり) 大字黒浜字宿浦1853番1、1854番1、1878番、1879番1、1884番、1885番、1886番、1887番、1888番、1889番、1894番、1895番、1896番1、1896番2、1897番1、1982番2のうち実測218.49平方メートル、大字黒浜字丸田2608番1、2608番2、2609番、2610番、2611番、2612番、2613番、2614番、2615番、2616番、2617番、2618番、2619番、2620番、2621番、2622番、2622番2、2623番、2624番、2625番、2626番、2627番、2627番3、2628番2、2641番1、2642番1、2643番、2644番、2645番、2646番、2647番2、2746番、2747番、2748番、2749番、2850番、2751番、2752番、2753番、2754番、2755番、2756番、2757番、2758番、2759番、2760番、2761番、2762番、2763番、2764番、2765番、2766番、2767番、2768番、2769番、2770番、2771番、2772番、2773番1、2773番2、2774番、2775番、2776番、2777番、2778番、2779番、2780番、2781番、2782番、2783番、大字黒浜字椿山2784番、2785番、2786番、2787番、2799番15のうち実測307.86平方メートル、大字城字貝和田347番2、大字城字三道島928番1、929番2 上の地域に介在する道路敷、水路敷及び堤塘敷、大字黒浜字宿浦1854番1と同1875番1に挟まれる道路敷、大字黒浜字宿浦1879番1と同1880番1に挟まれ同1884番に東接するまでの道路敷、大字黒浜字宿浦1894番に南接し同1893番と同1896番1に挟まれるまでの道路敷のうち実測117.21平方メートル、大字黒浜字丸田2605番3と同2605番7に接する堤塘敷、大字黒浜字宿浦1853番5と大字黒浜字丸田2781番に挟まれる水路敷及び堤塘敷、大字黒浜字丸田2746番と大字黒浜字椿山2799番1に挟まれ大字黒浜字丸田2748番と大字黒浜字椿山2799番15に挟まれるまでの道路敷、水路敷、及び堤塘敷を含む。 大字黒浜字宿浦1883番1のうち実測124.25平方メートル、1883番2のうち実測12.90平方メートル、1890番1、1890番6のうち実測5.83平方メートル、1891番5、1893番のうち実測222.02平方メートル、1911番1のうち実測28.29平方メートル、1911番2のうち実測46.79平方メートル、1982番2のうち実測16.41平方メートル

大字黒浜字宿浦1890番6と同1891番5に挟まれる道路敷のうち実測16.36平方メートル、同1890番1と同1883番2に挟まれる道路敷のうち実測21.62平方メートルを含む。

様式第1号(第7条関係)

史跡黒浜貝塚行為許可申請書

年 月 日

蓮田市教育委員会 あて

申請者 住所

氏名

電話番号

下記のとおり、史跡黒浜貝塚における行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的						
行為の期間	年	月	日()	午前・午後	時	分から
	年	月	日()	午前・午後	時	分まで
行為の内容						
予 定 人 数	人					
行為の場所						
行為責任者	氏名					
	連絡先					
使 用 料	使用料	減免額		合計		
	円	円		円		
備 考						

様式第2号(第7条関係)

史跡黒浜貝塚行為変更許可申請書

年 月 日

蓮田市教育委員会 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で行為許可をいただきました事項について、

下記の内容に変更したいので申請します。

変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

様式第3号(第8条関係)

史跡黒浜貝塚行為許可書

第 号
年 月 日

様

蓮田市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のあった行為許可について、下記のとおり許可します。

行為の目的						
行為の期間	年 月 日() 午前・午後 時 分から 年 月 日() 午前・午後 時 分まで					
行為の内容						
予 定 人 数	人					
行為の場所						
行為責任者	氏名					
	連絡先					
使 用 料	使用料	減免額		合計		
	円	円		円		
許 可 条 件						

様式第4号(第8条関係)

史跡黒浜貝塚行為変更許可書

第 号
年 月 日

様

蓮田市教育委員会
教育長

年 月 日付けで申請のあった行為許可の変更について、下記のとおり

許可します。

既に許可を受けた年月日及び許可番号	年 月 日
変更事項	
変更理由	
備考	
許可条件	

様式第5号(第9条関係)

史跡黒浜貝塚行為許可取消し等通知書

第 号
年 月 日

様

蓮田市教育委員会
教育長

年 月 日付け第 号で許可した史跡黒浜貝塚の行為許可について、
下記のとおり（取消し・停止・制限）します。

行為の期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
取消し・停止・制限の理由	

(裏)

教示

1 審査請求について

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蓮田市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蓮田市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蓮田市を代表するものは蓮田市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第12条関係)

史跡黒浜貝塚使用料減免申請書

年 月 日

蓮田市教育委員会 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

次のとおり、史跡黒浜貝塚使用料の減免を受けたいので申請します。

行為の期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
行為の目的			
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

添付資料

- (1) 事業概要書
 - (2) 予算書
 - (3) 市又は教育委員会が構成員であることがわかる資料
- 様式第7号(第12条関係)

史跡黒浜貝塚使用料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

蓮田市教育委員会
教育長

次のとおり、史跡黒浜貝塚使用料の減免を決定しました。

行為の期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
行為の目的			
使 用 料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減 免 理 由			

様式第8号(第13条関係)

史跡黒浜貝塚使用料還付請求書

年 月 日

蓮田市教育委員会 あて

申請者 住所
氏名 印
電話番号

次のとおり、史跡黒浜貝塚使用料の還付を受けたく請求します。

行為許可年月日	年 月 日
行 為 の 期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
行 為 の 目 的	
既 納 使 用 料	円
還 付 請 求 額	円
還付を受けようとする理由	
備 考	

下記の口座に振込願います。

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農業協同組合 支店
預 金 種 目	普 通 当 座
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	